

# 院生ユーザー会規約

1996年4月18日 制定

1997年2月26日 改正

2000年2月21日 改正

2007年3月10日 改正

## 第1章 (総則)

### 第1条 (名称)

本会は、院生ユーザー会と称する。

### 第2条 (目的)

本会は、院生が主に使用する計算機環境の管理・運営を円滑に行うことを目的とする。

## 第2章 (組織)

### 第3条 (会員)

1. 本会の会員は次に該当する者とする。
  - (a) 数学系の教官を指導教官とする 大学院生で、計算機環境の利用を希望する者。  
(院生会員)
  - (b) その他、計算機環境の利用を希望する者で、運営委員会が認めた者。
2. 院生が主に使用するワークステーションへのアカウント登録をもって入会とする。  
院生が主に使用するワークステーションからのアカウント削除をもって退会とする。
3. 本会の入退会に関する詳細は、別に定める。

## 第 4 条 （総会）

本会の議決機関として、総会を置く。

1. 総会は、会員全員が参加する、本会最高の議決機関である。
2. 総会は、次を行う。
  - (a) 下記に定める会長、副会長および学年代表の選出
  - (b) 本会にかかわる諸事項の決定
  - (c) 本会にかかわる諸連絡

## 第 5 条 （運営委員）

1. 本会の運営機関として、次の運営委員からなる運営委員会を置く。
  - (a) 会長 (1 名)
  - (b) 副会長 (1 名)
  - (c) 学年代表
  - (d) 院生スーパーユーザー
2. 運営委員会の議決には出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

## 第 6 条 （会長）

1. 会長は、次を行う。
  - (a) 本会を代表し、数学系ワークステーションユーザー会・スーパーユーザー会に出席する。
  - (b) 総会および運営委員会を開催する。
2. 会長は、原則として博士後期課程の 1 年から選出する。

## 第 7 条 （副会長）

1. 副会長は会長の仕事を補佐し、会長が不在の場合は会長に代わって本会を代表し、会長の仕事を行う。
2. 副会長は、原則として前年度の会長とする。

## 第 8 条 （学年代表）

1. 学年代表は，各学年の会員を代表し，学年内で本会に関する事項の連絡・調整等を行う．
2. 学年代表は，院生会員の各学年から 1 名以上選出し，その他の会員からは，必要があれば選出する．なお，会長および副会長は学年代表を兼任してもよい．
3. 院生会員の各学年で，学年代表を選出しない学年の会員は，学年代表が選出されるまでの間，院生が主に使用するワークステーションを利用停止とする．

## 第 9 条 （運営委員の選出）

1. 運営委員は，原則として総会でこれを選出する．
2. 会長は，新しい運営委員を選出するための総会を開催しなければならない．

## 第 10 条 （運営委員の任期）

運営委員の任期は，原則として 4 月から翌年 3 月までの 1 年間とする．

## 第 11 条 （運営委員の交代）

1. 運営委員が任期中にやむを得ない事情により，その職を続けられなくなったときは，運営委員会が該当学年から新しい運営委員を選出する．
2. 前項に基づいて選出された運営委員の任期は，当該年度末までとする．

## 第 12 条 （運営委員会の権限）

1. 運営委員会は，次の権限を持つ．
  - (a) 院生が主に使用するワークステーションへの利用登録・抹消．
  - (b) 本規約に従わない会員や，院生が主に使用するワークステーションの不適切な利用をする会員に対する懲戒．
  - (c) 下記に定める作業部会の指揮・監督．
  - (d) 院生が主に使用する計算機や，それに付随する機器の選定．
  - (e) 本会や数学系の計算機環境に関する事項の，教職員との交渉．

(f) その他，本会の運営に必要な諸事項の決定．

(g) 以前会員だった者の要望への対応．

2. 前項 (a) , (b) ならびに (g) に関する詳細は，別に定める．

### 第 13 条 （作業部会）

本会に，運営委員会の下部組織として次の作業部会を置く．

1. 院生スーパーユーザー会

### 第 14 条 （院生スーパーユーザー会）

1. 院生スーパーユーザー会は，院生スーパーユーザーによって構成され，院生が主に使用するワークステーションの運用・保守等を行う．

2. 院生スーパーユーザーは，院生会員の各学年 1 名以上選出し，その他の会員からは，必要があれば選出する．なお，会長，副会長または学年代表は，院生スーパーユーザーを兼任してもよい．

3. 院生スーパーユーザーの中からリーダーを 1 名選出し，リーダーを中心に必要な作業を行う．

4. 院生会員の 1 年生から 5 年生までの学年で，院生スーパーユーザーを選出しない学年の会員は，院生スーパーユーザーが選出されるまでの間，院生が主に使用するワークステーションを利用停止とする．

### 第 15 条 （作業部会員の選出）

作業部会員は，当該学年でこれを選出し，運営委員会が任命する．

### 第 16 条 （作業部会員の任期）

作業部会員の任期は，運営委員会が定める．

## 第 3 章 （義務）

### 第 17 条 （会員の義務）

会員は，次の義務を持つ．

1. 計算機室の掃除等，設備や組織の維持・管理に必要な仕事への積極的な参加．
2. 会員は，所属が変わる場合，または院生が主に使用するワークステーションを利用しなくなる場合には速やかに運営委員会に連絡しなければならない．

## 第 18 条 （運営委員会の義務）

運営委員会は，決定事項をすみやかに会員に連絡・報告しなければならない．

## 第 4 章 （その他）

### 第 19 条 （本会にかかわる事項の連絡）

本会にかかわる事項は，次の方法で会員に連絡・報告する．

1. 総会の開催の連絡は，自然系学系棟 D 棟 5 階の院生用掲示板に掲示して行う．
2. その他の連絡・報告は，前項の掲示板，数学系計算機室前のホワイトボード，本会のホームページ，電子メール等適切な手段を用いて行う．

### 第 20 条 （規約の変更）

本規約の変更は，総会で行う．

### 第 21 条 （研究科改組に伴う規約の読み替え）

数学系，数学研究科などの組織が改組された場合，規約の該当する部分は適当に読み替えることとする．